

株式会社 EGGNOG 定款

第1章 総則

(商号) 第1条 当社は、株式会社 EGGNOG（以下「当社」という）と称する。

(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 市街地再開発及び建設関連事業の企画、設計、施工、管理、コンサルティング、情報の収集及び発信
 2. 店舗・住宅の内外装工事、造園及び緑化事業の企画、設計、施工及び管理
 3. 各種イベント・催事の企画運営、業務代行及び情報の収集及び発信
 4. 古物及び新物の買取、販売並びに輸出入
 5. 不用品の回収、再販、リサイクル事業の企画、製造、販売及び情報の収集及び発信
 6. 建物内外の片付け、撤去、改修工事及び解体工事
 7. 庭木及び木類の伐採業務
 8. 店舗運営及び一般日用品雑貨の販売
 9. 新商品及びアイデア商品の開発、販売、キャラクター商品の企画、製造、販売及び知的財産権管理
 10. 産業廃棄物の収集運搬業務
 11. ホームページ制作、生活情報の提供及び外国人研修生受入支援業務
 12. 外国人との文化交流事業及びその支援業務の企画、運営、関連商品の販売並びに情報の収集及び発信
 13. 会社経営に関するコンサルティング業務全般
 14. その他前各号に付帯又は関連する一切の業務（本店の所在地）
- 第3条 当社は、本店を栃木県日光市に置く。

(公告方法) 第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法による。

第2章 株式

(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は100株とする。

(株券の不発行) 第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限) 第7条 当社の株式を譲渡するには、代表取締役の承認を要する。

第3章 株主総会

(招集) 第8条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集する。2. 臨時株主総会は、必要がある場合に開催する。

(議長) 第9条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。

(決議) 第10条 株主総会の決議は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 役員及び会計

(役員の種類及び員数) 第11条 当社に代表取締役1名を置く。

(役員の任期) 第12条 代表取締役の任期は特に定めず、自動延長される。

(代表取締役) 第13条 代表取締役が当社を代表する。

(事業年度) 第14条 当社の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(社員および雇用形態) 第15条 当社の社員は、代表取締役のほか1名とし、その他の従業員はアルバイトとする。

(剰余金の配当) 第16条 剰余金の配当は、株主総会の決議による。

(附則)

1. 本定款は、当社の設立日から施行する。
2. 本定款に定めのない事項は、会社法その他の法令に従う。